

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第245号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4条中「管理係長、補償係長、工事係長、計画換地係長」を「係長」に改める。

第5条中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

(13) 境界明示に関する事。ただし、区画整理課の所管に属するものを除く。

(14) 確定測量に関する事。ただし、区画整理課の所管に属するものを除く。

第5条中第21号を第23号とし、第15号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の2号を加える。

(15) 換地計画の決定及び公告に関する事。ただし、区画整理課の所管に属するものを除く。

(16) 土地区画整理事業による土地及び家屋の登記に関する事。ただし、区画整理課の所管に属するものを除く。

第6条中「管理係長、補償係長、工事係長、計画換地係長」を「係長」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)